掲載例　３

―　事業主の皆さま ―

　男女とも仕事と育児を両立できるよう、育児・介護休業法が改正され、今年４月から順次施行

されています。

　10月からは産後パパ育休（出生児育児休業）や育児休業の分割取得がスタートします。

　改めて社内制度の確認、就業規則の見直し等をお願いします。

　詳しくは、厚生労働省ホームページをご覧ください。

ご不明な点は沖縄労働局雇用環境・均等室　**TEL (098)868－4380**にお問い合わせください。

＜改正のポイント＞

令和４年４月１日施行　育児休業を取得しやすい雇用環境整備、個別周知・意向確認の措置の義務化等

　令和４年10月１日施行　産後パパ育休（出生時育児休業）の創設、育児休業の分割取得

　令和５年４月１日施行　育児休業取得状況の公表の義務化（従業員1,000人超企業対象）